

臨時報告第 10 号様式

喜セ発第 419 号  
令和 6 年 3 月 12 日

矯正局長  
殿  
東京矯正管区長

喜連川社会復帰促進センター長

自殺事故報告

<p>事故の概況</p>	<p>令和 6 年 1 月 10 日 (水) 午前 10 時 49 分頃、当センター [REDACTED] (宇都宮拘置支所被収容者収容区画) [REDACTED] において、同階担当職員看守部長 A (以下「A 看守部長」という。) は、 [REDACTED] (単独室) に収容中の刑事被告人 (以下「事故者」という。) がい首しているとの報告を受け、直ちに同居室に急行したところ、事故者が 2 枚のタオルのそれぞれの一端を結んで 1 本のひも状にしたタオル (全長約 1 メートル) を、同室窓の網戸を破損させてできた隙間から、同窓外側にある鉄格子の最上部に通し、同タオルの両端を結んで輪を作り、同輪の中に首を入れ、居室扉側を向くようにして垂下しているのを現認したため、直ちに非常ベル通報した。</p> <p>同時刻頃、同通報により統括矯正処遇官 (宇都宮拘置支所第一担当) 看守長 B (以下「B 統括」という。) ほか数名の職員が駆け付け、B 統括が事故者を両腕で抱え上げると同時に、事故者の首からタオルを外し、居室中央付近に仰向けに横がさせた後、数名の職員が救命措置を実施しながら、医務課診察室に移動するとともに、同時 5 2 分、救急車の出動を要請した。</p> <p>同日午前 11 時 1 分、救急隊が当センターに到着し、同時 3 1 分、事故者は外部医療機関に搬送されたものの、同時 3 9 分、同医療機関医師により死亡が確認された。</p>										
<p>事故の状況</p>	<table border="1"> <tr> <td>1 発 生 年 月 日</td> <td>1 令和 6 年 1 月 10 日 (水)</td> </tr> <tr> <td>2 発 見 時 刻</td> <td>2 午前 10 時 49 分頃</td> </tr> <tr> <td>3 場 所</td> <td>3 当センター [REDACTED] (未決区・単独室)</td> </tr> <tr> <td>4 方 法</td> <td>4 外窓の網戸を破って、鉄格子にタオル 2 枚の両端を結んで輪状にし、同輪に首を入れた状態でい首したものの。</td> </tr> <tr> <td>5 経 緯</td> <td>5 [REDACTED] (1) [REDACTED]</td> </tr> </table>	1 発 生 年 月 日	1 令和 6 年 1 月 10 日 (水)	2 発 見 時 刻	2 午前 10 時 49 分頃	3 場 所	3 当センター [REDACTED] (未決区・単独室)	4 方 法	4 外窓の網戸を破って、鉄格子にタオル 2 枚の両端を結んで輪状にし、同輪に首を入れた状態でい首したものの。	5 経 緯	5 [REDACTED] (1) [REDACTED]
1 発 生 年 月 日	1 令和 6 年 1 月 10 日 (水)										
2 発 見 時 刻	2 午前 10 時 49 分頃										
3 場 所	3 当センター [REDACTED] (未決区・単独室)										
4 方 法	4 外窓の網戸を破って、鉄格子にタオル 2 枚の両端を結んで輪状にし、同輪に首を入れた状態でい首したものの。										
5 経 緯	5 [REDACTED] (1) [REDACTED]										

		<p>当センター(宇都宮拘置支所被収容者収容区画) (単独室) に収容されていた。</p> <p>(2) 令和6年1月10日(水)午前9時38分頃、A看守部長が、事故者が同居室内小机に向かって座っているのを確認したことに加え、 確認している。</p> <p>(3) 同時49分頃、同室において、事故者がい首しているのを、 発見し、同作業立会中のA看守部長に報告した。同報告を受けたA看守部長が居室内を視察したところ、事故者が、網戸を破ってタオルの両端を結んで輪状にしたものを鉄格子にかけ、同輪に首を入れた状態でい首しているのを現認したため、同時刻、非常ベル通報した。</p> <p>(4) 同時刻頃、同通報により、B統括ほか数名の職員が駆け付け、同居室に入室したところ、事故者は、2枚のタオルのそれぞれの一端を結んで1本のひも状にしたタオル(全長約1メートル)を、同室窓の網戸を破損させてできた隙間から、同窓外側にある鉄格子の最上部に通し、同タオルの両端を結んで輪を作り、同輪の中に首を入れ、同鉄格子を背にして両足を床から約5センチメートル浮かせた状態でぶら下がっている状況であったため、B統括が事故者を両腕で抱え上げると同時に、タオルを事故者の首から外し、事故者を同居室中央付近に仰向けに横がさせた。</p> <p>(5) 同時50分、事故者に が認められなかったため、駆け付けた職員及び医務係職員により心肺蘇生を実施し、同時51分頃、准看護師がAEDを使用する 事故者の が認められなかった。</p>
--	--	--

	<p>6 使用器具 7 逮捕制圧等の状況 8 事故による犯罪 9 その他の他</p>	<p>(6) 同時52分、救急車を要請し、同時53分、事故者を抱え上げてストレッチャーに乗せ、同ストレッチャー上で胸骨圧迫を継続したまま、事故者を医務課診察室に搬送を開始した。</p> <p>(7) 同時55分、医務課診察室に到着し、事故者に対して、アンビュバッグによる人工呼吸を開始したところ、同時58分頃、AEDから電気ショックを実施する旨の告知がなされたため、胸骨圧迫を中断し、電気ショック実施後、胸骨圧迫を再開した。</p> <p>(8) 上記要請により、同日午前11時1分に救急隊が当センターに到着し、同時14分、救急車が当センターを出発した。同時31分、外部病院に搬送したところ、同時39分、同病院医師により、死亡が確認された。</p> <p>なお、同病院医師により、直接死因は「縊頸」と検案された。</p> <p>6 タオル2枚 7 該当なし 8 該当なし 9 該当なし</p>
<p>事故者</p>	<p>1 事故者の種別 2 身分 3 氏名 4 生年月日 5 事件名  6 刑名・刑期 7 入所日 8 刑の終了日 9 犯数 10 制限区分及び優遇区分 11 所内における行状  12 本籍 13 住所</p>	<p>1 自殺既遂者 2 刑事被告人 3 [REDACTED] 4 [REDACTED] (4歳) 5 [REDACTED] 6 刑事被告人のため該当なし 7 [REDACTED] 8 未定 9 [REDACTED] 10 刑事被告人のため該当なし 11 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 12 [REDACTED] 13 [REDACTED]</p>

	<p>14 要注意者等の指定の有無 15 その他</p>	<p>14 [REDACTED] 15 特記事項なし</p>
<p>職員の状況</p>	<p>1 配置及び勤務状況 2 監督方法 3 職責処理の状況</p>	<p>1 事故発生当時、事故現場である当センター [REDACTED] には [REDACTED] の計 [REDACTED] 名を配置していた。 2 未決区を担当する統括矯正処遇官 [REDACTED] 名及び同主任矯正処遇官 [REDACTED] 名のほか、幹部職員が適宜巡回するなどして監督していた。 3 [REDACTED] [REDACTED]</p>
<p>事態収拾の措置</p>	<p>1 職員の非常招集 2 非常配置箇所数、時間及び人員 3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況 4 警察官署への依頼</p>	<p>1 該当事項なし 2 該当事項なし 3 該当事項なし 4 該当事項なし</p>
<p>事故の原因・動機</p>	<p>1 事故者の動機 2 施設側の欠陥</p>	<p>1 遺書等は発見されておらず、動機は不明である。 2 [REDACTED]</p>

事故者に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 懲 罰</li> <li>2 事 件 送 致</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 該当事項なし</li> <li>2 該当事項なし</li> </ul>
改善事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 改 善 し た 事 項</li> <li>2 改 善 す べ き 事 項</li> </ul>	
その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 収容人員等</li> <li>2 その他再発防止策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 事故発生当日の喜連川社会復帰促進センターの収容人員は1299名であった。</li> <li>2</li> </ul>

	<p>2 司法検視の実施等について</p>	<p>2</p> <p>(1) 同年1月10日午前11時48分、外部病院医師により、事故者の死亡が確認されたことについて、宇都宮地方検察庁へ通報した。</p> <p>(2) 同日同時53分、事故者の死亡について、</p>
--	-----------------------	--

	<p>3 遺族対応</p> <p>4 裁判の経過</p> <p>5 報道関係</p>	<p>さくら警察署へ通報した。</p> <p>(3) 同日午後 2 時 3 8 分から午後 3 時 1 5 分までの間、[REDACTED]において、宇都宮区検察庁副検事 [REDACTED]、同検察事務官 1 名及び栃木県警警察官 5 名により司法検視が実施され、並行して、当センター長による行政検視を実施した。</p> <p>(4) 同日午後 3 時 1 0 分から同時 5 7 分まで、宇都宮地方検察庁 [REDACTED] 検事 [REDACTED] (以下、「[REDACTED] 検事」という。) ほか 1 名が当センターに来所して現場の状況確認を行った。</p> <p>(5) 同日午後 4 時 1 5 分、[REDACTED] 検事から司法検視及び現場確認の結果、司法解剖は実施しない旨の連絡があった。</p> <p>3</p> <p>[REDACTED]</p> <p>4</p> <p>[REDACTED]</p> <p>5 令和 6 年 1 月 1 1 日午後 2 時 2 2 分、栃木県庁県政記者クラブ幹事社 (日刊工業新聞社栃木支局) 及び同加盟社 1 8 社に対し、公表文をファクシミリ送信し、報道機関 7 社 (読売新聞、NHK、共同通信、下野新聞、とちぎテレビ、毎日新聞、朝日新聞) から取材があり、同</p>
--	--	---

機密性 2 完全性 1 可用性 1

		日付けインターネットニュース 1 社（下野新聞）及び同月 1 2 日付け新聞 3 紙（朝日新聞、読売新聞、下野新聞）に記事が掲載された。
--	--	--